

財経第 80 号  
平成 18 年 7 月 20 日

財団  
法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 御中

社  
法 人 生命保険協会  
経 理 部 会  
部会長 梅 原 真

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」  
企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計  
基準の適用指針(案)」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 6 月 6 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、  
当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い  
申し上げます。

敬白

## 別紙

企業会計基準公開草案第14号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」、  
同適用指針公開草案第16号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」  
に対する意見

**1. 会計基準案5項【用語の定義】について**

- ・ 会計基準案5項の関連当事者の定義には「親会社の役員及びその近親者」、「重要な子会社の役員及びその近親者」、「従業員のための企業年金」が含まれていることにより会社計算規則第140条の規定よりも広い範囲のものとなっている。実務上の明瞭性という意味でも会社法と内容を統一していただきたい。

(理由)

会社法(計算規則)が5月に施行されたばかりという状況の中、会計基準と内容が整合していないことにより、実務上混乱が生じる可能性があるため。

**2. 会計基準案9項【開示対象となる関連当事者との取引の範囲】について**

- a. 重要性の観点、および、企業のコスト負担等に鑑みれば、一定の項目(例えば、「重要な子会社の役員及びその近親者との取引の開示」や「連結子会社と関連当事者との取引の開示」等)の開示については、すべての会社に一律に適用することは適当ではなく、純粋持株会社に限定すべきである。

(理由)

- ・ 本会計基準案の結論の背景にある通り、「純粋持株会社」の増加等の経済環境の変化を考えれば、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社となる、いわゆる純粋持株会社について開示範囲を広げる手当てが必要と考える。しかしながら、このような純粋持株会社と子会社との関係は、純粋持株会社以外の会社と子会社との関係とは本質的に異なるため、すべての会社に一律に適用することは適当ではないと考える。
- ・ 複数の子会社が1つの関連当事者と取引した場合、これらの取引を合算して把握し重要性を判断する必要があるが、新たな情報を入手するシステム構築等を含め、企業の実務負担、コスト負担は増大することとなる。

- b. 会計基準案9項では、「一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」は開示対象外とされている。この開示対象外の取引について保険関係取引も含まれると理解されるが、その旨を確認したい。

(理由)

保険関係取引については、取引条件に恣意的判断の入る余地はなく、預金利息及び配当の受取り同様、取引条件が一般の取引と同様であることが明白であると考えられるため。

### 3．会計基準 31 項【取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引】について

- ・会計基準案 31 項では、同 9 項に開示対象外の取引として定義される「取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引」を除き、「第三者との取引と同様な条件」であっても（取引の）開示は省略できないとされている。会計基準案 31 項の「第三者との取引と同様な条件」の取引と会計基準案 9 項の「取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」について、具体的に例示する等、相違点を明確にしていきたい。また、会計基準案 31 項の「第三者との取引と同様な条件」は括弧書で「一般的な取引条件」と説明されているが、括弧書の趣旨が明確になるように字句を修正頂きたい。

（理由）

会計基準案 31 項の「第三者との取引と同様な条件」の取引と会計基準案 9 項の「取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」の違いが不明瞭なため。

### 4．適用指針 7 項【関連当事者の概要】について

- ・開示項目には名称又は氏名も含まれるとされているが、個人名の開示は個人情報保護法に規定される個人情報にあると解釈される。本会計基準案に基づく個人名の開示は、個人情報保護法 23 条の「個人情報の第三者提供制限の例外規定」に該当し、個人情報保護法に抵触しないということを確認したい。

（理由）

適用指針の記載例では氏名の開示が前提となっているが、個人情報保護法の観点から検討されているか明確でないため。

### 5．適用指針 15、16 項【関連当事者が法人・個人の場合】について

- ・関連当事者が個人である場合、関連当事者との取引のうち 1,000 万円を超えるものについては、すべて開示対象とされている。実務上の明瞭性という意味で、1,000 万円という数値基準を設定することは理解できるが、実際に各企業へ適用するにあたっては会社規模等により財務諸表に与える影響も異なることから数値基準以外の定性的要素も認容される旨の内容も盛り込まれるべきである。

（理由）

会社の規模・取引の内容によって 1,000 万円の重要性は異なるため、様々な規模・業種の企業が適用する会計基準の記述としては、包括的に判断する取扱いが認容されるべきであると考えます。

以 上